

予算が承認されました!

令和5年2月8日開催の第100回ワールド健康保険組合組合会において、

令和5年度収入支出予算が承認可決されました。

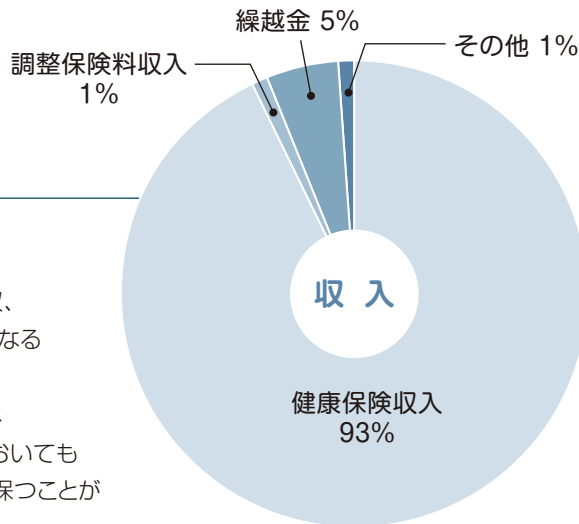


一般勘定

令和5年度は、前年度に対して、被保険者の減少による保険料収入の減収、繰越金の減額により、収入合計は減収となる見込みです。

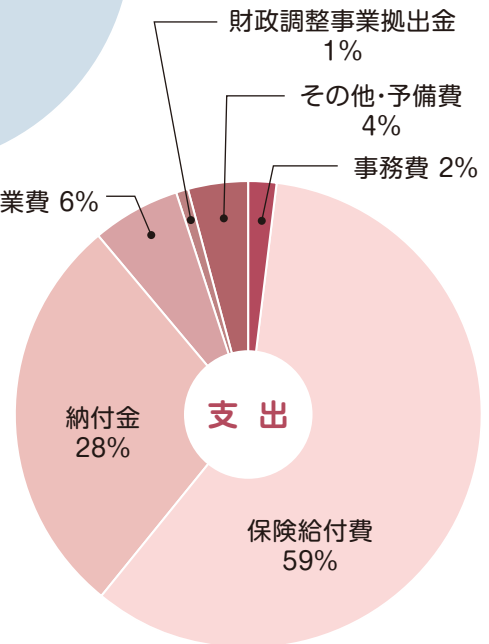
支出においては、納付金が前年度に比べ大きく減額となることから、支出合計においても減少となります。よって、収支は均衡を保つことができる予算となっています。

健康保険料率は9.5%で変更はありません。



収入	予算額 (千円)	前年比
健康保険収入	2,441,809	92.6%
調整保険料収入	25,966	73.9%
繰越金	140,834	46.4%
国庫補助金収入	505	100.0%
財政調整事業交付金	10,000	100.0%
雑収入	1,436	133.0%
合計	2,620,550	87.4%

支出	予算額 (千円)	前年比
事務費	59,185	82.2%
保険給付費	1,552,500	92.1%
納付金	721,005	70.6%
保健事業費	157,313	93.5%
財政調整事業拠出金	25,966	73.9%
その他	5,357	78.2%
予備費	99,224	1046.2%
合計	2,620,550	87.4%



介護勘定

40歳以上の被保険者は増加する見込みであり、保険料収入も増加することから、増収となる予定です。

支出においては、納付金が減額となる予定であることから、収支は安定して運用できる見込みです。

なお、介護保険料率は1.88%で変更ありません。

収入	予算額 (千円)	前年比
介護保険収入	256,483	102.8%
繰越金	21,144	452.1%
雑収入	2	100.0%
合計	277,629	109.2%

支出	予算額 (千円)	前年比
介護納付金	170,330	88.9%
還付金	500	100.0%
予備費	106,799	352.9%
合計	277,629	109.2%

公告

- ▶ 組合会理事・議員の変更** 組合会議員の変更がありましたのでお知らせします。(敬称略)
 令和4年9月1日付就任 國枝 哲央(互選議員) 退任 重枝 優佳
 令和4年12月1日付就任 村西 俊宣(互選議員) 退任 高橋 泰広
- ▶ 組合人事諸規程改定** 令和4年10月1日付で、健康保険組合の以下人事諸規程を改定しました。
 職員育児休業規程、職員就業規程、契約職員規程、臨時職員規程、職員国内転勤規程
- ▶ 事業所編入** 令和4年10月1日付で、株式会社ワールドプラットフォームサービスを当組合に編入しました。
- ▶ 所在地変更** 令和4年10月1日付で、株式会社ヒロコハヤシの所在地を「神戸市中央区」から「東京都港区」に変更しました。
- ▶ 当組合の平均標準報酬月額** 令和5年度の任意継続被保険者の健康保険料の上限は22,800/月(介護保険は別途)となります。
 240,000円です(令和4年度と同じ) 保険料は資格喪失時の標準報酬月額と比較して、いずれか低い額にて決定されます。

Q 病院で保険証を見せたのに、保険証が使えなかったのはどうして？

A

会社へマイナンバーの届出をしていない場合は、健康保険加入資格とマイナンバーの連携登録が出来ていません。このため病院や薬局にてオンライン資格確認を行う際に、「健康保険未加入」と判断されるケースがあります。

会社への届出をまだされていない場合は、速やかに会社の給与処理もしくは総務等の部門へお申出ください。（ご家族がワールド健康保険組合の被扶養者の場合は、その方のマイナンバーも届出が必要です。）



Q 出産予定の病院から「限度額適用認定証をもらっておくように」と言われました。手続きはどのようにすればよい？

A

ワールド健保ホームページより申請書類を印刷し、必要事項を記入の上、健保へ郵送してください。自然分娩等、保険適用外であれば限度額適用認定証は不要ですが、帝王切開等保険適用の治療になる可能性がある場合には準備しておくとう安心です。

Q 退職しましたが、保険証はどこに返却すれば良いの？



A

会社の給与処理もしくは総務等の部門へ速やかに返却してください。万が一、紛失された場合は必ず「滅失届」をご提出ください。（滅失届は健保ホームページより印刷してください。）

保険証を使える？

使えない？

こんな思い違いをしていませんか？

退職後の
保険証使用について

- まだ保険証を返していないから、月末までは使えるだろう。
- 病院で何も言われなかったから大丈夫だろう。
- 新しい保険証が届くまでは、ワールド健保の保険証を使えるだろう。

NG!



退職日の翌日以降は使えません!!

速やかに各会社の総務・給与処理課等へ返却してください。医療機関へ退職日をお伝えいただき、新しい保険証が届き次第そちらを提示してください。

もしも

退職日の翌日以降に
保険証を使ってしまったら？

不正使用となりますので、後日健康保険組合へ医療費等を返還していただくこととなります。気付いた時点で、すぐに医療機関へお申出ください。

整骨院での
保険適用について

- 長年の肩こりで毎日がツライ。整骨院に行ったら「保険でやっとなりますね」と言われたけど…これってホントに大丈夫？

NG!



不正です! 全額自己負担の施術が正しいかかり方です。

日常生活の疲れなどからくる、肩こり・腰痛・体調不良、スポーツ等の一時的な筋肉疲労、その他、慢性病や年齢からくる体の痛みや病気によるものは健康保険の対象外です。これらを「捻挫」等と偽って不正に請求する行為に巻き込まれていますのでご注意ください。



長期的に痛みが引かない等ご不安な場合は、整形外科等の医療機関での詳しい診察もご検討ください。また、もしかすると、内科的要因（病気による痛み）があることも考えられますので、医師へのご相談をおすすめします。

